

年休裁判（大阪・東京）最高裁決定に対する見解

最高裁判所（第三小法廷・宇賀克也裁判長）は12月11日、ジェイアール東海労働組合（JR東海労）組合員7名（うち1名は決定を待たず組織から逃亡）が、年休失効と違法な時季変更によって年休権を不当に侵害されたとして東海旅客鉄道株式会社（JR東海）に対し損害賠償を請求した訴訟（大阪訴訟では一審・二審とも組合員側敗訴、東京訴訟では一審組合員側勝訴、二審では逆転敗訴）について、組合員側の上告および上告受理申立てに対し、上告棄却・上告不受理という不当な決定を行った。ここに満腔の怒りを持ってこの決定を糾弾するものである。

本訴訟においてわれわれは、JR東海は新幹線乗務員の職場（運輸所）において、年休権に関して、就業規則や労働協約にも定めのない独特な仕組みをつくり出してこれを一方的に適用するなどしてきた。その結果①毎年20日に近い年休日数を翌年に繰り越さざるを得ず、2年間で消化することができず、失効することすら続出していた。②年休取得の可否は、時季指定ごとに「事業の正常な運営の妨げになる」かどうかを検討して判断をしたり、代替勤務者を手配するなどの「配慮」をまったく行わなかった。③その結果、日々、年休を取得できる人数は申請者中0人の場合すら日常的であり、④年休申請をしても長期間（長いときには35日間）年休取得の可否を知らされないなど、年休制度の趣旨に反する運用がなされていること。そして⑤これらの最大の原因は、慢性的な要員不足しか考えられないことなどを明らかにし、労働者の権利を保障する意識を会社はまったく持たないことを弾劾した。

これに対し会社は、日本の大動脈である東海道新幹線の運行の必要性を絶対化し、「集团的に代替要員の確保を図っている」などという話をすりかえる主張をするだけであった。しかし最高裁は大阪・東京両高等裁判所の判断を踏襲し、労働者の切実な訴えを足蹴にしたのである。

最高裁がこの決定を決定した12月11日は、JR東海労が臨時大会を開催し、御用組合と化したJR総連と決別して年休裁判のように労働者の立場に立った当たり前の労働運動を進め運動の強化と組織拡大を図っていくことを決定した日である。今次最高裁決定は、国家の意思として当たり前の労働運動は認めないということをあらためて宣言したという意味を持っている。それはJR東海労運動も御用組合・JR総連（JRセントラル労組ごと）も潰すということである。構成組織を自ら破壊したJR総連のもとへ年休裁判東京訴訟の一部原告の組織逃亡は、その尖兵を担ったということであり、犯罪行為である。

JR東海労はこの裁判を組織的に闘ってきた。他労組の組合員の共感と激励の声も大きくひろがった。その過程で組織拡大や会社の年休の運用について改善を勝ち取ってきた。この事実は最高裁決定をもっても変えることはできない。裁判を支えていただいた弁護団や学識者各位に感謝申し上げ、闘いを通じて勝ち取った成果に自信と確信を持ち、更に前へ未来へ当たり前の労働運動を進めていく決意を明らかにする。

2024年12月16日

JR東海労働組合中央本部
新幹線地方本部
新幹線関西地方本部